

議員提出議案第4号

あいちトリエンナーレの存続を求める意見書

地方自治法第112条及び岩倉市議会会議規則第13条の規定に基づき、  
上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和元年12月19日

岩倉市議会議長 梅村 均 殿

提出者

岩倉市議会議員

須藤 智子

賛成者

岩倉市議会議員

榎谷 規子

岩倉市議会議員

黒川 武

岩倉市議会議員

鬼頭 博和

## あいちトリエンナーレの存続を求める意見書

あいちトリエンナーレは、2010年の初回開催から3年ごとに世界の現代美術の祭典として開催され、本年で4回目を数えました。回を重ねるごとにその知名度は上がり、出展する海外アーティストも増え、史上最高の65万人以上の来場者があり、評価も高くなっています。

今回、展覧会内の一部の企画展において社会的な議論がありましたが、あいちトリエンナーレの開催目的にある「新たな芸術の創造・発信による世界の文化芸術の発展への貢献」、「現代芸術などの普及・教育による文化芸術の日常生活への浸透」、「文化芸術活動の活発化による地域（愛知）の魅力向上」の取組みは、これからも必要であると考えます。トリエンナーレのあり方検討委員会において、運営体制の抜本的な見直しを行うとともに、今後も国際的に評価の高いあいちトリエンナーレが存続されることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先

愛知県知事、愛知県議会議長